

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業務名 2027 年国際園芸博覧会 浜松市屋外出展業務
- (2) 履行期間 契約日から令和 10 年 1 月 31 日
- (3) 履行場所 神奈川県横浜市瀬谷区地内（2027 年国際園芸博覧会会場）
- (4) 契約上限金額 38,183 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、各年度の上限金額は下記のとおり

令和 7 年度 6,662 千円

令和 8 年度 20,631 千円

令和 9 年度 10,890 千円

2 業務内容

(1) 業務目的

浜松市では、2027 年国際園芸博覧会（以下、博覧会という）に屋外出展を行う。この出展は、本市の自然や歴史風土、文化が織りなす美しい空間を植物等で表現するものとしている。

展示の目指す姿として、浜松らしさを感じられるなど本市の魅力や活力を最大限に引き出した展示であると共に、博覧会の舞台で国内外に発信するにふさわしい、来場者の記憶に強く残るような質の高い展示を目指している。

こうした展示の実現により、本市の魅力を広く発信すると共に、多くの来場者に本市を訪れるきっかけを提供し、「花と緑のまち・浜松」の推進にも寄与する効果を見込んでいる。

なお、計画、設計から施工、維持管理、さらには閉会後の撤去に至るまで、一貫して業務を実施することで、質の高い出展の実現性を高めることも目指している。

(2) 概要

- ・博覧会屋外出展のデザイン及び設計から現地施工、博覧会会期中の出展区画内の植栽及び工作物等の維持管理、閉会後の撤去 一式
- ・出展に係る、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、博覧会協会という）への提出書類の作成

【全体スケジュール】

博覧会協会への提出物の作成（予定）		期限（予定）
【デザイン及び設計】 契約日～令和 7 年度		
展示計画書	①展示概要 (建築物の有無、設備の使用、掘削の有無、暑さ対策等) ②簡易図面（イメージスケッチ程度）	8 月末
基本設計書	①平面図・立面図 ②植物リスト (建築物がある場合) ③断面図、構造図、設備図、詳細図 ほか	11 月末

実施設計書	①実施レベルの図面類（基本設計時に制度の高い図面であれば制作不要） ②施工・解体計画書 ③施工中の環境配慮計画書	～施工前
【施工】令和８年度 ※現地引渡し予定：令和８年３月		
施工関係書類	着手前：申請等施工に関わる必要書類 完了時：完了届の書類	着手の 20 日前まで
	その他、材料搬入計画、車両通行書類 ほか	未定
【維持管理】令和９年度 期間：2027 年 3 月 19 日（金）～9 月 26 日（日）		
【撤去】令和９年度～12 月中旬		
撤去関係書類	撤去作業に伴う各種書類	着手前の指定期日まで

※横浜市建築確認申請事務も見込む。

※農薬を使用する場合、農薬使用申請も本業務に含む。

※履行期間中等に博覧会協会との打ち合わせや想定外の対応を求められる可能性を考慮すること。

(3) 成果品

以下の書類を業務報告書として紙及び電子データ（CD-R）で各 1 部提出する。

ア 令和 7 年度

- ・最終デザイン図
- ・植栽計画表
- ・令和 7 年度の博覧会への提出書類（展示概要、簡易図面、平面図・立面図、植物リスト、建築物がある場合の断面図・構造図・設備図・詳細図等、実施レベルの図面類、施工・解体計画書、施工中の環境配慮計画書等）
- ・その他必要書類

イ 令和 8 年度

- ・材料検収写真
- ・材料納入伝票（品質証明書）
- ・施工写真（施工前・施工中・施工後）
- ・令和 8 年度の博覧会への提出書類（申請等施工に関わる必要書類、材料搬入計画、車両通行書類、完了届の書類等）
- ・その他必要書類

ウ 令和 9 年度

- ・維持管理記録（作業日誌、月 2 回以上の定点写真）
- ・撤去時写真（施工前・施工中・施工後）
- ・令和 9 年度の博覧会への提出書類（撤去作業に伴う各種書類等）
- ・その他必要書類

(4) その他

ア 共通事項

- ・業務着手前に業務計画書を提出すること。計画書の内容は委託者と調整すること。

- ・委託者と随時打ち合わせを行い、業務の進捗状況、課題等の検討状況を報告すること。
- ・博覧会開幕日を意識し、最良の状態で開幕を迎えるよう植栽計画を立てること。
- ・履行期間中に複数回、委託者による検査を受けることを想定すること。
- ・博覧会内で施工する他の業者と調整する工程会議が開催された場合は、適宜出席すること。
- ・博覧会に関し、取材や写真撮影等を求められた場合は、可能な限り協力すること。
- ・展示制作及び維持管理上必要な光熱水費や備品等の調達には本業務に含むものとする。
- ・必要な保険に加入すること。
- ・履行期間中、気象変動による荒天等により緊急出動要請を受けた場合は、速やかに出動し処理を行うこと。
- ・博覧会協会との調整により、デザイン変更及び催事やボランティア等の市民参加のプログラムとの連携の可能性があるため協力すること。
- ・博覧会運営指針により、施工や維持管理条件などに変更が生じる可能性がある。
- ・博覧会並びに浜松市の現地取組に協力を依頼する可能性がある。具体的には、来場者向けのイベントやコンペティションの対応、浜松市の観光 PR 等を想定している。

イ 施工・維持管理・撤去等

- ・施工及び撤去において、当該業務区分の責任者に土木または造園施工管理技士 1 級または 2 級の資格を有する者を定めること。
- ・現地作業を行う場合は、周囲の作業車両や歩行者に対して十分に配慮し、安全対策を講じること。
- ・作業機械を操作する場合は、周囲に障害物がないか十分に確認すること。
- ・博覧会開催期間中の維持管理は、かん水、除草、花殻摘み、剪定、害虫の巡回点検、器具や工作物の点検等を行うものとし、期間中、展示が最良の状態に維持するよう努めること。
- ・植物の生育状態を確認し、痛みや枯損を発見した場合は必要に応じて補植を行うこと。
- ・施工、維持管理、撤去に際し発生した発生材のうち、一般廃棄物は可能な限り削減しリサイクルに努めること。これ以外の発生材は、処分分類に従い適正に処理を行うこと。
- ・撤去にあたり、区画内は原状復旧すること。

ウ コンペティション

- ・博覧会開催期間中にAIPH（国際園芸家協会）規則に基づき、AIPHに承認された審査員によるコンペティションが実施される。また、AIPH規則に基づくコンペティションのほか、博覧会協会独自のコンペティションが実施される可能性がある。

エ 各種法令・規則等の遵守

- ・日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守すること。博覧会協会策定のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、博覧会協会策定の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守すること。

3 前払金及び中間払

(1) 前払金

- ・前払金は、地方自治法執行令第 163 条 2 号により、令和 7 年度区分及び令和 8 年度区分の支払額の 30%を限度として請求することができる。
- ・前払金請求を行う場合は、前金払申請書及び資金計画書を委託者に提出し承認を得ること。

(2) 中間払

- ・ 中間払は、履行期間内に 2 回請求することができる。
 - ①令和 7 年度　：前払金を差引いた令和 7 年度支出区分額の出来高額
 - ②令和 8 年度　：前払金を差引いた令和 8 年度支出区分額の出来高額
- ・ 中間払を請求する際は、①業務完了報告書（中間）②出来高分の完成書類一式　を提出すること。

4 その他

本仕様書の記載内容や定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議して定めるものとする。